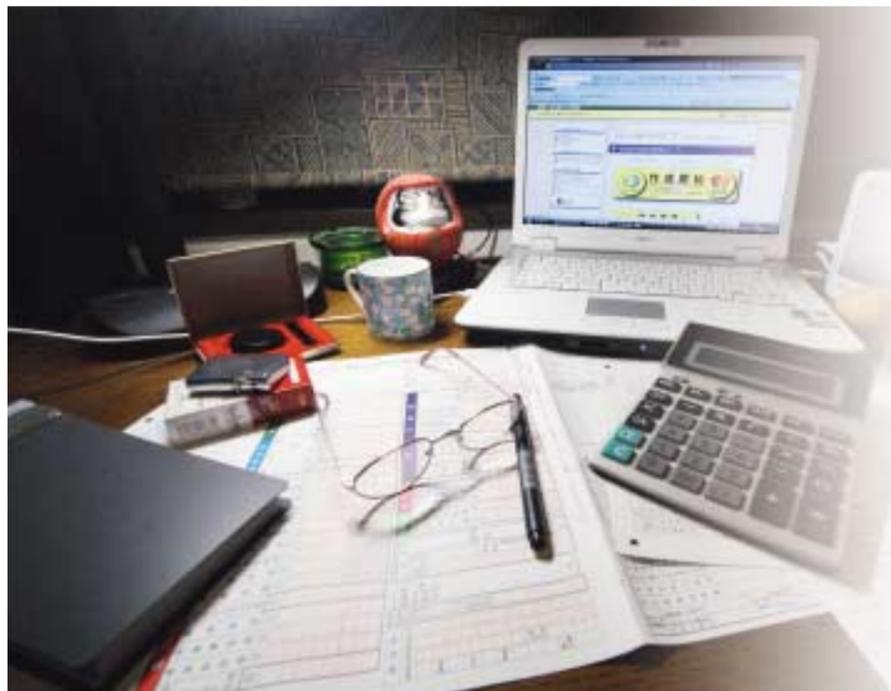


市県民税と所得税の申告

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減額措置を受けるには、申告が必要です

市と税務署では、市県民税と所得税の確定申告の受け付けを伊都文化会館で行います。また、本庁舎や二丈・志摩庁舎、地区会場では、住民税と給与や年金収入のみの確定申告書A様式(住宅借入金等特別控除の申告などを除く)に限り、市職員が受け付けます。会場や日程などの詳しい情報は、全戸配布チラシ(緑色)をご覧ください。



市県民税申告会場

期日	会場
2月8日(月)	市立怡土公民館
2月9日(火)	市立雷山公民館
2月10日(水)	市立長糸公民館
2月12日(金)	伊都文化会館大ホール
2月16日(火)	二丈庁舎 志摩庁舎
2月17日(水)	伊都文化会館大ホール 二丈庁舎
2月18日(木)	市立桜野公民館 伊都文化会館大ホール 市立福吉公民館 市立引津公民館
2月19日(金)	伊都文化会館大ホール 市立福吉公民館 市立芥屋公民館
2月20日(土)	姫島漁村センター
2月22日(月)	二丈庁舎 志摩庁舎
2月23日(火)	伊都文化会館大ホール 二丈庁舎 志摩庁舎
2月24日(水)	伊都文化会館大ホール 二丈庁舎 志摩庁舎
2月25日(木)	伊都文化会館大ホール 二丈庁舎 志摩庁舎
2月26日(金)	伊都文化会館大ホール 二丈庁舎 志摩庁舎
3月1日(月)	糸島市役所501会議室
3月2日(火)	市立加布里公民館
3月3日(水)	市立波多江公民館
3月4日(木)	糸島市役所501会議室
3月5日(金)	糸島市役所501会議室
3月8日(月)	糸島市役所501会議室
3月9日(火)	糸島市役所501会議室
3月10日(水)	糸島市役所501会議室
3月11日(木)	糸島市役所501会議室
3月12日(金)	糸島市役所501会議室
3月15日(月)	糸島市役所501会議室

所得税

還付申告はお早めに

還付申告は、確定申告期間の前から申告ができます。還付申告ができる人は、次に該当する場合があります。

- ① 給与所得者で、医療費控除などがある人
- ② 公的年金から所得税が源泉徴収され、社会保険料など各種控除がある人
- ③ 給与所得者で、中途退職などにより年末調整を受けていない人、年末調整に計上できなかった控除がある人
- ④ 給与や年金収入のみで、平成21年中に住宅新築などを行い、住宅借入金等特別控除を申告する人

確定申告が必要な人

確定申告が必要な人は、所得金額の合計が所得控除金額の合計を上回る、次に該当する人などです。

- ① 税務署から確定申告書などが送られてきた人
- ② 事業を営んでいる人や、世帯主などの申告で扶養親族とされている人

口座振替

旧志摩・二丈町の口座振替の再振替が可能になりました

これまで旧志摩・二丈町では、納期限に口座振替ができなかった場合の、翌月末の再振替を行っていませんでした。しかし、糸島市では再振替を行います。対象となる税金は、市県民税と固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。一つの期別について、翌月1回の再振替を行います。なお、督促料も一緒に振り替え

動産収入がある人

- ③ 平成21年中に、土地・建物などの不動産や株式などを売却した人
- ④ 給与所得者で、主たる給与以外に20万円を超える給与収入や給与以外の所得(退職所得を除く)がある人。また、給与の収入金額が2000万円を超える人
- ⑤ 公的年金(厚生年金等)などを受給している人
- ⑥ 給与所得者でも、退職した人や日給で所得税の年末調整を受けていない人

市県民税

市県民税の申告が必要な人

平成22年1月1日現在、市内に居住し、確定申告をする必要がなく、次に該当する人は、市県民税申告の必要はありません。

- ① 事業を営んでいる人や、不動産収入がある人
- ② 平成21年中に、土地・建物などの不動産や株式などを売却した人
- ③ 給与所得者であっても、日払いなどの人

給与支払報告書が事業所から糸島市に未提出の人

納税には便利な口座振替を

市税などの納付は、確実に便利な口座振替を利用しましょう。納期のために金融機関に行く必要がなく、一度手続きをすれば自動的に口座振替され、納め忘れがありません。手続き方法は、銀行やゆうちょ銀行に納付書と通帳、印鑑を持参して申請します。なお、市役所収税課でも口座振替依頼書を預かります。(ゆうちょ銀行を除く)

確定申告B様式の申告は伊都文化会館で

市職員は、確定申告書B様式や住宅借入金等特別控除の申告は受け付けません。これらの申告は、伊都文化会館をご利用ください。伊都文化会館で申告をしない場合には、福岡タワー会場の受け付けとなります。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

平成11年から18年まで、また、平成21年から25年までに住宅新築などを行い、住宅借入金等特別控除を受け、所得税で引ききれなかった額がある人は、市県民税からも控除できます。

この控除を受けるには、申告が必要でしたが、平成22年度からは、市への申告は不要となりました。

※平成21年中に住宅新築などを行い、入居した人は、

問うたい

- 市県民税に関する問い合わせ
糸島市税務課
☎(323)1111
- 所得税に関する問い合わせ
西福岡税務署
☎(843)6211
- 国民健康保険税や高齢者医療保険料に関する問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(323)1111
- 納税に関する問い合わせ
糸島市収税課
☎(323)1111

ご存知ですか、障害者控除

申告のときは手帳などを忘れずに

申告者本人や配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける人)が障がい者である場合、所得控除や非課税の対象となります。

申告のときは、身体障害者手帳などを、忘れずに持参してください。

